①　啓発文言（過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項）
イ　貸付条件の確認
ロ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意
ハ　計画的な借入れ
＜文言例＞
「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」
②　貸金業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名
③　貸金業登録番号
④　協会員番号
⑤　貸金業者登録簿に記載された電話番号
⑥　返済シミュレーション（クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。）

⑵　⑴を明示する場合の明瞭に判読できる文字の大きさは、例えば14インチ以上のディスプレイで、画面の解像度を最大に設定したとし、Microsoft社のブラウザであるInternet Explorerの文字サイズ（中）で表示した場合の視認性の確保ができる大きさとして、１文字につき縦横３㎜以上とし、他のブラウザを使用した場合もこれに準じるとする。

⑶　「出稿先」については、バナー広告を含め貸付けに係る広告を実施するにあたり、風俗・ギャンブル関係ホームページへ出稿してはならない。

⑷　貸付けに係る商品のページでは、法第15条及び施行規則で定める事項を表示する。

⑸　「表現内容」については、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないものとし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。

⑹　「バナー広告」については、表示内容に、貸付条件等に係る事項が一部でも記載があれば、法第15条及び施行規則で定める事項をすべて表示しなければならない。

５．その他媒体による広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等

⑴　「貸付条件等の表示」については、規則第53条第１項で定めている以下の事項を、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。

①　法第15条及び施行規則で定める事項
②　協会員番号
③　貸金業協会マーク
④　協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）

⑵　前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。
①　前項①、②、④の表示に際しては、文字級数を９級以上とする。
②　前項③の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦４㎜×横４㎜以上とする。
③　前項④の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。

〈記載例（※）〉

返済等でお悩みの方は 日本貸金業協会（相談・苦情受付窓口） 0570―051―051 （受付時間　９：00～17：30　休：土、日、祝日、年末年始）

※　視認性の確保のため罫線で囲む

⑶　「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数９級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。
イ　貸付条件の確認
ロ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意
ハ　計画的な借入れ
＜文言例＞
「貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。」

⑷　「表現内容」については、以下の事項に留意する。
また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないものとし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。
①　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。
②　比較広告を行わないこと。
③　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。

⑸　利息制限法所定の上限金利を超える利息の支払いを伴う融資に係る広告をパンフレットにより行うにあたっては、当該パンフレットの記載を通じて、法第43条第１項に規定するみなし弁済につき、利息制限法及び出資法上の上限金利とともに説明しなければならない。
パンフレットの記載としては、例えば、以下の記載が考えられる。
＜記載例＞
利息制限法においては、同法所定の上限金利（15～20%）を超える利息の契約は、超過部分について無効とされていますが、法第43条第１項（任意に支払った場合のみなし弁済規定）では、同法所定の契約書面及び受取証書が交付されていること等を条件に、超過部分の利息の支払も有効な利息債務の弁済とみなす旨が規定されています。なお、出資法上の刑罰金利は、業として金銭の貸付けを行う場合につき、2010年に予定されている上限金利の法改正までは、29.2%となっています。

６．屋外広告看板等に関する留意事項

⑴　「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。（規則第61条）
①　「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。
②　「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。

⑵　「全般的な留意事項」としては、以下の事項に留意する。（規則第62条）
①　景観等への配慮をすること。
②　借入れを促す表現を表示しないこと。
③　電話番号又はインターネットアドレスを表示する場合には、「問い合わせ先」とし、「申込先」とはしないこと。
④　条例等が定められている場合は、これに抵触しないこと。
⑤　24時以降は消灯すること（ただし、貸金業以外をその営業収益の過半とする協会員等が設置している場合を除く）。

⑶　「設置に関する留意事項」に関しては、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえ、原則として、協会設立日において設置していた既設の屋外広告看板等の設置数を超えないものとする。
ただし、以下に掲げる場合は、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえた対応に留意しながら、設置することができる。（規則第63条）
①　協会設立以降に新たに貸金業登録を行った新規参入業者たる協会員［ただし、協会設立時点で貸金業登録をしている協会員が総株主等の議決権｛総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む）をいう｝の100分の50を超える議決権を直接又は間接に保有している新規参入業者たる協会員を除く］が設置する場合
②　貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置する場合
③　協会員等が所有する建物に設置する場合
④　合併、会社分割又は事業譲受等に伴って屋外広告看板等を継承等したときその他特段の理由が認められる場合

⑷　「協会に対する説明」として、自己が設置する屋外広告看板等について、協会から説明が求められた場合において、⑵、⑶に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、適切な措置を講じなければならない。（規則第64条）